

令和6年度 集団指導

〔全サービス共通〕

介護サービス事業者による
高齢者虐待防止のための措置について

日向市 健康長寿部
高齢者あんしん課 介護認定係

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものです。高齢者虐待防止法は、高齢者の虐待防止とともに、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めています。事業者の方には、虐待の未然防止を図って頂いておりますが、高齢者虐待事案、事故等が発生した場合、速やかな報告を徹底してください。その後、発生原因等の分析と再発防止策を講じ、効果についての評価を行うなど、虐待の再発防止に取り組むことが必要となります。

ア 虐待者の区分

(ア) 養護者による虐待…介護をしている家族、同居人等によるもの。

(イ) 養介護施設従事者による虐待…下記の施設・事業の職員によるもの。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従業者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	左記の施設 又は 事業の業務に 従事する者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する行為

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を 養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服 を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著 しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為を させること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸に したり、下着のままで放置する。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上 の利益を得ること。

高齢者虐待の防止に係る対策

ポイント

虐待を未然に防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応、虐待が発生した場合の再発を防止するため、次の措置を講ずること。

- ① 虐待の防止のための指針を整備すること
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること
- ③ 指針に基づいた研修を定期的を実施すること
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程へ記載すること

①虐待の防止のための指針を整備すること

指針に記載する項目

- ◆虐待防止に関する考え方
- ◆虐待防止検討委員会等の組織に関する事項
- ◆職員研修に関する基本方針
- ◆虐待発生時の対応方法
- ◆虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
- ◆成年後見制度の利用支援に関する事項
- ◆虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ◆利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ◆その他虐待の防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止
のための指針(ひ
な形)を参考に整
備してください。



①虐待の防止のための指針を整備すること

高齢者虐待防止のための指針(ひな形)

〇〇〇〇(事業所名)

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。
本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押しさえつける。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず臭いがする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いつらす。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生防止等に取り組みにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を決めることとする。

(1)設置の目的

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2)高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は〇〇が務める。
 - ・委員会の委員は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員とする。
- (※事業所において、構成メンバーを定義すること。※←使用時は削除してください)**

(3)高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により**年〇回以上**開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4)高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5)高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、**〇〇**とする。

(※事業所の実情に則し選任してください。)

なお、担当者は委員会の責任者と同一者が務めることが望ましい。※←使用時は削除してください)

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

(1)定期的な研修の実施(年〇回以上)

(※回数は事業所で設定してください。※←使用時は削除してください)

(2)新任職員への研修の実施

(3)その他必要な教育・研修の実施

(4)実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1)虐待等が発生した場合は、速やかに高齢者あんしん課に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2)緊急性の高い事案の場合は、高齢者あんしん課及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1)利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

相談窓口は、3(5)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、施設長等に相談する。

(2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3)事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は口頭から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(5)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

(1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

(2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3)対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの員の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和〇年〇月〇日より施行する。|

②対策を検討する委員会を定期的を開催すること

委員会での検討項目

- ◆ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
⇒管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確にすること
- ◆ 指針の整備及び職員研修に関すること
- ◆ 従業者からの相談・報告の体制整備に関すること
- ◆ 虐待を把握した場合の市町村への通報に関すること
- ◆ 再発防止策及びその効果についての評価に関すること

ポイント

- ★テレビ電話装置等を活用して行うことができる
- ★他の会議体と一体的に設置・運営することができる

③指針に基づいた研修を定期的実施すること

ポイント

- ◆年1回以上(居住系、施設系は年2回以上)および新規採用時は必ず実施すること。
- ◆適切な知識の普及・啓発に努めること。
- ◆指針に基づく虐待防止の徹底をはかる。
- ◆研修の内容について**記録**を残すこと。

研修議事録例

- (1) 研修テーマ
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 研修参加者
- (5) 研修不参加者とその対応(※)
(※参加できなかった職員については、事前に配布した資料を確認してもらい、「虐待防止職員セルフチェックリスト」を各自記入の上、事務所に提出した。また、当事業所のヘルパー通信でも研修の内容を報告し、周知を図った。)
- (6) 研修内容
- (7) 意見・感想

【参考】高齢者虐待防止に関する研修資料

MS&ADインターリスク総研株式会社Top／選ばれる理由／調査報告実績
<https://www.irric.co.jp/>

2020年

令和2年度 厚労省老人保健健康等増進事業
介護施設における効果的な虐待防止研修に関する
調査研究

報告書ダウンロード(3.7MB)

虐待防止研修担当の方はこちらを最初にご確認ください

プログラムの使い方ダウンロード(1.6MB)

研修担当及び司会者用資料はこちら >

学習者用資料

学習者用視聴動画【A】はこちら >

学習者用視聴動画【B】はこちら >

【学習者用視聴動画】

Step1【A】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_a/index.php

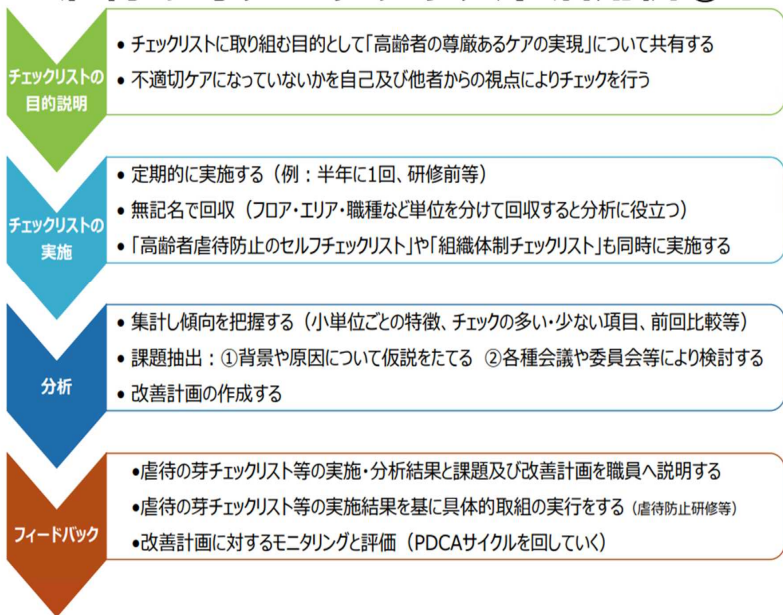
Step1【B】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_b/index.php

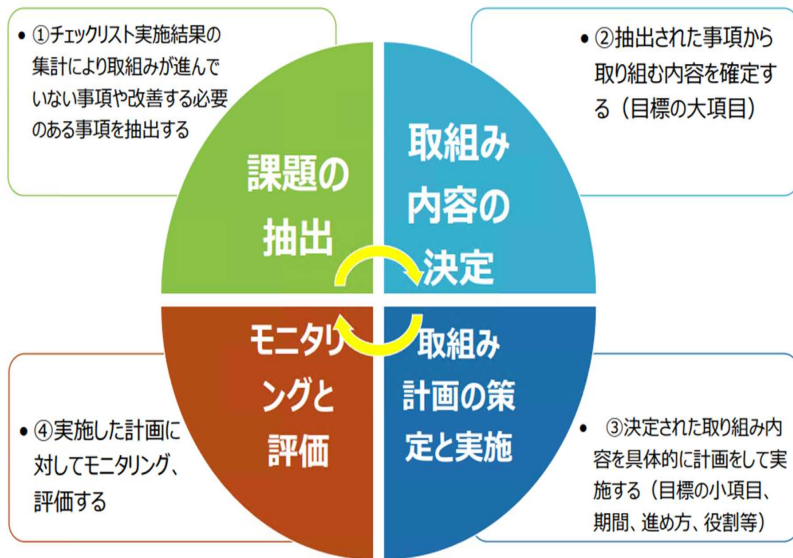
【参考】高齢者虐待防止に関する研修資料

公益財団法人 東京都福祉保健財団が作成したツールです。改変して使用される場合は、必ず出典を明記の上改変した資料であることがわかるようにしてご使用ください。

虐待の芽チェックリスト活用例①



虐待の芽チェックリスト活用例②



【参考】高齢者虐待防止に関する研修資料

高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)	
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話したり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることに比べてできない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好 <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずそのままにしていますか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていますか？	している	していない <small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

★無記名で定期的に実施、回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と関わることがあった場合は市町村へ通報義務があります。

管理運営や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。
 参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者虐待防止部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心介護老人福祉施設いすみん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・通所介護計画書等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話したり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
7	利用者の参加しやすさや尊敬保持、自立支援を考えずに、流れ作業的にレクリエーションを実施していませんか？	ある	ない	見たことがある
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	<small>(自己評価の人で) 該当する人がいる</small>
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

★無記名で定期的に実施、回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と関わることがあった場合は市町村へ通報義務があります。

管理運営や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。
 参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者虐待防止部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心介護老人福祉施設いすみん作成「虐待の芽チェックリスト」

【参考】高齢者虐待防止に関する研修資料

高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしだしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品(眼鏡、義歯、補聴器など)や道具(コールボタンなど)が壊れていたり、使えなくなったりしていませんか？	している	していない	—
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような振動を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていますか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていますか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	—
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的に変換・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と関わることがあった場合は市町村へ通報義務があります。
 管理者や虐待防止研修に担当する担当者への相談をする事も効果的です。
 筆者及び引用: 東京都社会福祉協議会高齢者権利擁護委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会グループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心介護老人福祉施設いすみん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(相談援助職員) (介護支援専門員等)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

課題	番号	チェック項目	チェック欄(○)	
心理的	1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしだしていませんか？	している	していない 該当する人がいる
	2	利用者に対して、悪名サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない 該当する人がいる
	3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ!」など:スピーチロック等)で接していませんか？	している	していない 該当する人がいる
	4	利用者への声掛けや了解なしに体に触れたり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない 該当する人がいる
	5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話題にしたり、明確な目的がなく個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない 該当する人がいる
	6	利用者に対して会話を拒否するように「ちょっと待って」「まだ今度」等を繰り返すなどの対応をしていますか？	いる	いない 該当する人がいる
	7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない 該当する人がいる
	8	利用者の意向や意見、訴えに対して、不当に無視や否定的な態度をとったりしていませんか？(「どうせ言ってもわからない」等決めつけてしまうことも含む)	している	していない 該当する人がいる
	9	利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向を聴かず家族の意向を優先したり、支援者が良かれと思った介護サービス等の利用を押しつけていませんか？	している	していない 該当する人がいる
	10	利用者や利用者の家族の言動を、ふざけるなどしてあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない 該当する人がいる
身体的	11	利用者の行動を制限するような「つなぎ服」や「ミトンの手袋」、「中か開かないよう内外から鍵を閉める」など、身体拘束と意識せずに(又は意識していても)提案や肯定(見過ごすことも含む)していませんか？	している	していない 該当する人がいる
	12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていますが？(同意なく利用者の金銭の預かりや管理、制限することも含む)	している	していない 該当する人がいる
経済	13	家族や知人、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や地域包括支援センター等に連絡・相談せず、そのままにしていますか？	している	していない 該当する人がいる
放任	14	利用者やその家族の状況や支援体制に課題があると感じても、保険者や地域包括支援センター等に連絡や相談をせず、そのままにしていますか？	している	していない 該当する人がいる
通報義務	14	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関ることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好 該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成(2021)

☆無記名で定期的に変換・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と関わることがあった場合は市町村へ通報義務があります。
 管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。
 筆者及び引用: 東京都社会福祉協議会高齢者権利擁護委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会グループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心介護老人福祉施設いすみん作成「虐待の芽チェックリスト」作成協力)NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会

【参考】高齢者虐待防止に関する研修資料

高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用

高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば、虐待を予防できると考えられます。

下記のチェック項目にしたがって、有無にチェックをし、「ある」と答えた時には右の2つの欄を記入してください。

記入後、話し合っ、内容を共有すると、対応方法のバリエーションが広がります。また、チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有効です。詳しくは、次のページの「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になる(なった)と思いますか?	そのような状態・状況の時、どう対応していますか? (どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない		
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない		
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない		
6	利用者に「どうして早くできないの?」と問いたくなる時がある	ある ない		
7	利用者が、自分の様う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない		
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない		
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない		

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方

ケア・業務に従事する中で、マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じてしまう」ことそのものが悪いわけではありません。その感情が「生じている」ことに気づき、「しっかりと手当する」「助け合って対応できる環境をつくっていく」ことが大切です。

マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じている」「ある」と気づいているけれど、「うまく対応できない」ことについて、みんなで振り返り、話し合ってみましょう。

他の人はどのように対応しているのでしょうか?一人で対応できない時、どのようにしたら助け合って対応できるでしょうか?

マイナスな感情の想起に関係していると思われる項目

○職員の仕事の状態

体調は? ストレスは? 仕事のやりがいはどうでしょうか?

自分で対応する手立てがありますか? 助け合うこと、相談できる場所がありますか?

解決のためのキーワードとして、《感情コントロール》《アンガーマネジメント》

《ストレスマネジメント》等があると考えられます。

○利用者のケアの内容

認知症やBPSDへの対応方法がわからなかったり、どのようなケアの方針なのか共有できていなかったりすることから、大変な思いをしていることはありませんか?

解決のためのキーワードとして、《認知症ケアのツール(センター方式、ひとときシート、『最初めの認知症介護』のシートの活用等)によるアセスメントの見直し》

《認知症ケアのスキルアップ(ユマニチュード等を学ぶ等)》等があると考えられます。

○「通」「時期」

利用者や職員がすべりやすい場所、極端に大変な体勢を余儀なくされるような介護環境等、ハード面での大変さはありませんか? 大変さを感じやすい共通の時期、時間帯はありますか? 同じ時期・時間帯、場で、事故やヒヤリハットが多く生じているかもしれません。

解決のためのキーワードとして、《事故報告やヒヤリハット報告の集計・分析・対応の見直し》等があると考えられます。

○相談できる人がいない、気になっても声がかげられない

職員が気軽に声をかけあえるためには、どんな工夫があるとよいと思いますか? 悩んでいる職員が相談しやすい場・関係づくりを、組織として起こっていますか?

解決のためのキーワードとして、《メンタルヘルス》《OJT》等があると考えられます。

【参考】高齢者虐待防止に関する研修資料

高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用

高齢者虐待防止のための組織体制チェックリスト

組織体制をチェックして、高齢者虐待の防止に努めましょう。あてはまるチェック欄に○をつけてください。「ない」「わからない」とついた項目について、これからどのように取り組むかを考えることが大切です。管理職が運営体制の見直しや事業計画立案を行うにあたり、全職員が無記名チェックの結果を分析して参考にすると、効果的であると思われます。

番号	チェック項目	チェック欄 (○)		
1	組織の理念、倫理綱領、行動規範等を学ぶ機会がある。	ある	ない	わからない
2	ボランティアや実習生の意見を、ケアや体制整備に活かしている。	している	していない	わからない
3	利用者の満足度や意見を把握する機会や取組みを実施している。	している	していない	わからない
4	個別ケア・認知症ケアの改善を言い出しやすい雰囲気がある。	ある	ない	わからない
5	個別ケア・認知症ケアが流れ作業のようにならない。	ない	ある	わからない
6	ヒヤリハットの内容を分析して傾向を把握し、職員間で共有している。	している	していない	わからない
7	勤務体制や職員の相談体制等、職場環境の改善を積極的に推進している。	している	していない	わからない
8	職員が外部研修に参加しやすい配慮が行われている。	している	していない	わからない
9	外部研修や内部研修の伝達研修や研修レポート等が実際のケアや体制に活かされている。	している	していない	わからない
10	職員の虐待防止に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握が行われている。	している	していない	わからない
11	苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内している。	している	していない	わからない
12	組織内で職員が孤立しない様な体制作りを行っている。	している	していない	わからない
13	職員が内部研修に参加しやすい配慮（時間、回数、職務としての参加等）がある。	ある	ない	わからない
14	職員が組織内の委員会活動を積極的にに行いやすい体制になっている。	している	していない	わからない
15	職員一人ひとりの研修ニーズを明確化して、研修計画が策定されている。	している	していない	わからない
16	利用者の金銭や貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになっている。	している	していない	わからない

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

参考) (国)全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」作成「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト A:体制整備チェックリスト 平成23年3月版」
東京都健康長寿医療センター研究所作成「実介護施設従事者等による高齢者虐待対応のための構築支援 様式11職員質問票」
(公財)東京都福祉保健財団「平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援」調査研究事業 高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書(実介護施設従事者等による高齢者虐待防止)」平成28年3月

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

- ◆適切に実施するための専任の担当者を置くこと。
- ◆委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。

[参考]

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(国マニュアル)
厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(国マニュアル)

都道府県・市町村における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(平成30年3月)」(国マニュアル)の改定を行いました。

今回の改定では、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を修改正する省令」(令和3年厚生労働省令第9号)の施行や、「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発0331第6号)を新たに定めたことを踏まえ、国マニュアルに最新の状況を反映するとともに、内容の一層の充実を図っております。

また、令和3年の個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の改正に伴い、地方自治体における個人情報の適正な取扱いについて、全国的な共通ルールが規定されたことを踏まえ、高齢者虐待対応時における個人情報の取扱いについても、個人情報保護委員会事務局から助言を受けて、国マニュアルに記載を行ったところです。

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程へ記載すること

(1)各サービスにおいては、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める必要があります。虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等について、記載して下さい。

(2)記載例

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第●条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。